

平成 21 年 12 月 15 日

## ハッ場ダムの必要性

自民党川口支部  
事務局長 松澤正久



写真はハッ場ダム建設地の概要  
(当初目的)

洪水調節～利根川下流域の洪水被害の軽減

都市用水の補給～群馬県並びに下流都県の都市用水としての用水確保

水道用水：群馬県・藤岡市・埼玉県・東京都・千葉県・北千  
葉広域水道企業団・印旛郡市広域市町村圏事務組  
合・茨城県

工業用水：群馬県・千葉県

自民党川口支部では、世間で問題とされている『八ッ場ダム』について議員団を中心に検証を重ねるべく研究しております。

そこで現状を知る上において、12月1日に現場視察を実施しました。

我々視察団一行は、事前に埼玉県土地水政策課及び河川課の担当課長から治水・利水の両面から埼玉県として八ッ場ダムの必要性について予めお話を伺いました。



(埼玉県担当者から説明を受ける)

そして視察当日の午前は、国土交通省 八ッ場ダム工事事務所の担当者から現場視察を通じ、工事の進捗状況は事業ベースで総額 4,600 億円に対して、今年度末で約 75 パーセントに達する見込みであるとのことであったが、ダム本体を除く道路や鉄道等のインフラ整備は、概ね完了に近づいている印象でした。



写真は、現地工事事務所の担当者から説明を受けるところ  
付け替え道路では電柱の地中化まで実施されていた。

昼食後、地元長野原町役場関係者との意見交換会では、ダム建設中止を掲げる新政権に対する考え方や住民の反応等、様々な疑問がなされたが、その中で市村ダム担当副町長が述べた以下の思いが、とても印象的でありました。



『八ッ場ダム建設中止の決定権のキャスティングボードは、恰も長野原町にあるやの発言を多く耳にするところであるが、これは間違いであり、それはダムを必要としている下流域の自治体である。

我々は昭和 27 年のダム建設調査開始以来（実質的事業開始は平成 4 年、平成 13 年補償基準の調印により地元地権者と交渉が始まる）、自分達が生まれて育ったこの地域が、ダムの底に水没することを誰が望んで賛成したであろうか。そこには都市部の水源確保と洪水調整を目的とする言わば国策の名の下で協力せざるを得ないとの断腸の思いで苦渋の選択をし、半世紀を経て今日に至っていることを理解して欲しい。そうした過去の歴史を顧みることもなく、本年 9 月に自由民主党から民主党へ政権が交代した途端に担当大臣から有無も言わせぬ建設中止発言は、我々にとって青天の霹靂である。私達長野原町はダム建設に当たって国と契約したものであって、自民党や民主党と契約したのではない。今後とも我々地元住民が時々の政権に振り回されることのないよう、是非、1 都 5 県の関係者には八ッ場ダムの必要性について、もっと声をあげて欲しいと願うばかりである。

更に、もし方針を変換するのであれば、特定多目的ダム法の第 4 条第 4 項（国土交通大臣は、基本計画を作成し、変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及び基本計画に定められるべき、又は定められたダム使用权の設定予定者の意見を聞かなければならない。この場合において、関係都道府県知事は、意見を述べようとするときは、当該都道府県の議会の議決を経なければならない）の通り、関係行政機関の長に協議が必要であると考えます！』

我々自由民主党川口支部所属議員団は、現場第 1 主義を掲げておりますが、正に「百聞は一見に如かず」であり、直接現場を視て、そして生の声を聞くことの大切さを知る良い機会であった。

そして何より、本当にダムを必要としているのは下流域の自治体であることを再認識させていただいた。

## 過去の渇水対策

### 平成6年度渇水対策

- 期間 平成6年7月22日～9月19日まで（41日間）
- 県水最大43パーセントカット（荒川全量・利根川30パーセント）  
県水  $168,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 43\% = 72,240 \text{ m}^3/\text{日}$ （日最大カット量）
- 地下水揚水で対応：最大揚水量  $67,970 \text{ m}^3/\text{日}$
- 節水対策 節水PR、ポスター、チラシ、広報表示塔、プールの利用自粛、公園内水道の閉栓、噴水等使用自粛依頼、  
配水圧：夜間及び全日  $90\text{kp}$  から  $60\text{kp}$  の末端圧力で対応

### 平成8年度渇水対策

- 期間 平成8年7月3日～7月6日（4日間）  
平成8年8月16日～9月15日（31日間）
  - 県水最大38パーセントカット（荒川  $2 \text{ m}^3/\text{s}$ ・利根川30パーセント）  
県水  $168,000 \text{ m}^3/\text{日} \times 38\% = 63,840 \text{ m}^3/\text{日}$ （日最大カット量）
- 地下水揚水で対応
- 節水対策 節水PR、ポスター、チラシ、広報表示塔、プールの使用節水、公園内水道の閉栓、噴水等使用自粛依頼、  
配水圧： $10\text{kp}$  の末端圧力減圧給水で対応
- ※ 川口市渇水対策本部開設（8月26日8時30分から9月24日10時まで）

## 川口市の依存度

川口市の水道事業は、年間総排水量約  $6,000 \text{ 万 m}^3$  の内の約  $90\%$  を県水に依存しており、加えて、この県水の  $80\%$  を利根川水系の新三郷浄水場から受水している状況。

ダム中止の代替案が提示されていない現時点では、渇水時の安定水利権に比べ、水道水の安定供給を考えたとき、厳しい取水制限が行われる暫定水利権の解消に繋がる施策が必要と考えられる。

## 埼玉県の見解

八ッ場ダムの要性について埼玉県から以下の通り資料をご提示いただき説明を受けました。（抜粋）

○治水上の必要性～利根川流域の約 1/4 を占める吾妻流域には 大規模な洪水調節施設がなく、その流域に建設されるハッ場ダムは 集積面積・洪水調節容量が利根川上流のダムの中で最大となり治水効果が大きい。実際、平成 13 年以降、台風などにより利根川流域では堤防決壊に繋がる漏水などが発生しており、河川改修と組み合わせた治水対策を期待するもの。

○ 利水上の必要性～埼玉県では、水道水の安定供給に必要な水源を確保するためハッ場ダムに参画（安定水利権の確保）

県営水道では、ハッ場ダムは建設中であるが、水需要に対応するため、ダムの完成を前提に、毎秒 7,453 m<sup>3</sup>/s の暫定水利権を取得し取水している。

この水量は、県民約 160 万人分の水道使用量に相当する。

（県営水道における暫定水利権の割合 平成 21 年 4 月 1 日）

ハッ場ダムにかかる暫定水利権	7. 453m <sup>3</sup> /s (29%)
安定水利権	18. 357 m <sup>3</sup> /s (70%)
その他暫定水利権	0. 316m <sup>3</sup> /s (1%)
全体(合計)	26. 126m <sup>3</sup> /s

※ 県営水道の水利の内、安定水利権は 70 パーセントと少なく、埼玉県民の皆様に水道水を安定的に供給する為には、ハッ場ダムの完成による安定水利権の確保が必要。

※ 利根川水系では、平成になってから 6 回渇水による取水制限が行われている。平成 13 年度の渇水では、関係者の話し合いにより、安定水利権の取水制限が 10%、暫定水利権は 20%となります。そのため、暫定水利権の割合が関係都県の中でも最も高い埼玉県は、取水制限により大きな影響を受けます。

## 埼玉県水資源地域対策基金負担金について

昭和 50 年 12 月、埼玉県は県内ダム建設を推進するため、(仮称) 水資源地域対策基金を設け、水没地域住民の生活再建に充てる方針を打ち出し、昭和 55 年に基金を創設した。

この基金は、埼玉県が関係するダム建設に必要な生活関連対策費 118 億円の内、県の一般会計で措置する 41 億円を除く 77 億円を基金として積み立てすることとなり、川口市は昭和 55～60 年度の 6 年間で総額 3 億 4046 万円を負担しております。

※一般会計・水道事業会計から企画費・負担金及び、原水及び浄水費・負担金にて支出